

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(平成29年6月23日公布・施行)

○文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

第一百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

改正 平成二九年六月二三日法律第七三号

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

(平二九法七三・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる

表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二九法七三・一部改正）

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が

行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（平二九法七三・一部改正）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（平二九法七三・一部改正）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（平二九法七三・一部改正）

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関す

る事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化

芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の

行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用を推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明

性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

1. 趣 旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現 状》

- 我が国における劇場、音楽堂等としての機能が有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概 要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第2条～第8条）
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第9条～第15条）
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第16条）

（参考）

- ① 「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義（第2条）
- ② 劇場、音楽堂等の事業（第3条）
- ③ 劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割（実演芸術の水準向上等）（第4条）
- ④ 実演芸術団体等の役割（実演芸術に関する活動の充実等）（第5条）
- ⑤ 国の役割（劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施）（第6条）
- ⑥ 地方公共団体の役割（地域の特性に応じた施策の策定、実施）（第7条）
- ⑦ 関係者等（劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体）の相互の連携及び協力（第8条）
- ⑧ 国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置（第9条）
- ⑨ 国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）
- ⑩ 国際的な交流の促進（第11条）
- ⑪ 地域における実演芸術の振興（第12条）
- ⑫ 人材（制作者、技術者、経営者、実演家等）の養成及び確保等（第13条）
- ⑬ 国民の関心と理解の増進（第14条）
- ⑭ 学校教育との連携（第15条）
- ⑮ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定（文部科学大臣）（第16条）

3. 施行期日

公布の日（平成24年6月27日）

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日)

(法律第四十九号)

第百八十回通常国会

野田内閣

改正 平成二九年六月二三日法律第七三号

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律をここに公布する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる^{きずな}絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることもできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（平二九法七三・一部改正）

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二

条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積

極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必

要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年六月二三日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

基本計画編

- 1 第四次総合計画の施策体系図(基本構想・後期基本計画)
- 2 基本計画の構成と見方
- 3 基本計画



1 第四次総合計画の施策体系図 (基本構想・後期基本計画)

長崎市第四次総合計画は、長崎市の将来の都市像とその実現のために必要な施策を掲げています。

基本構想では、10年間(平成23～32年度)においてめざす将来の都市像、まちづくりの基本姿勢、重点テーマやまちづくりの方針を定めています。

後期基本計画では、後半の5年間(平成28～32年度)において、将来の都市像を実現するために取り組む施策をわかりやすく体系づけています。



まちづくり

A 私たちは「住だれもが訪れ

B 私たちは「平つくるまち」を

C 私たちは「活力に満ち、をめざします

D 私たちは「環境と調和すをめざします

E 私たちは「安全・安心でをめざします

F 私たちは「人にやさしく、住み続けられ

G 私たちは「豊かをめざします

H 基本構想の推

の方針(8項目)

む人が誇り、
たいまち」をめざします

和を願い、求め、
めざします

発展し続けるまち」

る潤いのあるまち」

快適に暮らせるまち」

地域でいきいきと
るまち」をめざします

な心を育むまち」

進(つながる+創造する)

後期基本計画の基本施策(43項目)

- A1 歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます
A2 まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます
A3 交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します
A4 国際性を豊かにします

- B1 被爆の実相を継承します
B2 核兵器廃絶の世論を喚起し、平和な世界を創造します

- C1 交流を活かした地場企業の活性化と域内経済の循環を促します
C2 域外経済への進出を加速します
C3 地場企業の経営資源を強化します
C4 新しい企業・新しい産業を創造・育成します
C5 農林業に新しい活力を生み出します
C6 水産業で長崎の強みを活かします
C7 地元農水産物を活かして食関連産業を活性化します

- D1 持続可能な低炭素社会を実現します
D2 循環型社会の形成を推進します
D3 良好な生活環境を確保します
D4 人と自然が共生する環境をつくります
D5 環境行動を実践します

- E1 災害に強いまちづくりを進めます
E2 消防体制を強化します
E3 犯罪のない地域づくりを進めます
E4 安心できる消費生活環境をつくります
E5 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
E6 安全・安心な居住環境をつくります
E7 道路・交通の円滑化を図ります
E8 安全・安心で快適な公共空間をつくります
E9 安全・安心な水を安定して供給します

- F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します
F2 高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます
F3 障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます
F4 安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります
F5 原爆被爆者の援護を充実します
F6 暮らしのセーフティネットを充実します
F7 自らすすめる健康づくりを推進します
F8 安心できる衛生環境を確保します
F9 安心できる医療環境の充実を図ります

- G1 次代を生きぬく子どもを育みます
G2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
G3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
G4 文化芸術あふれる暮らしを創出します

- H1 市民が主役のまちづくりを進めます
H2 つながりあう地域社会をつくります
H3 市民に信頼される市役所になります

2 基本計画の構成と見方

基本施策

まちづくりの方針に基づいた基本施策を記載しています。

D5 基本施策 環境行動を実践します

個別施策

D5-1 環境教育・学習を推進します

D5-2 環境行動を促します

個別施策

基本施策の方向性に基づいた個別の施策を記載しています。

5年後にめざす姿

基本施策を推進することにより、何(だれ)がどのような状態(姿)になっているかを記載しています。

施策の方向性

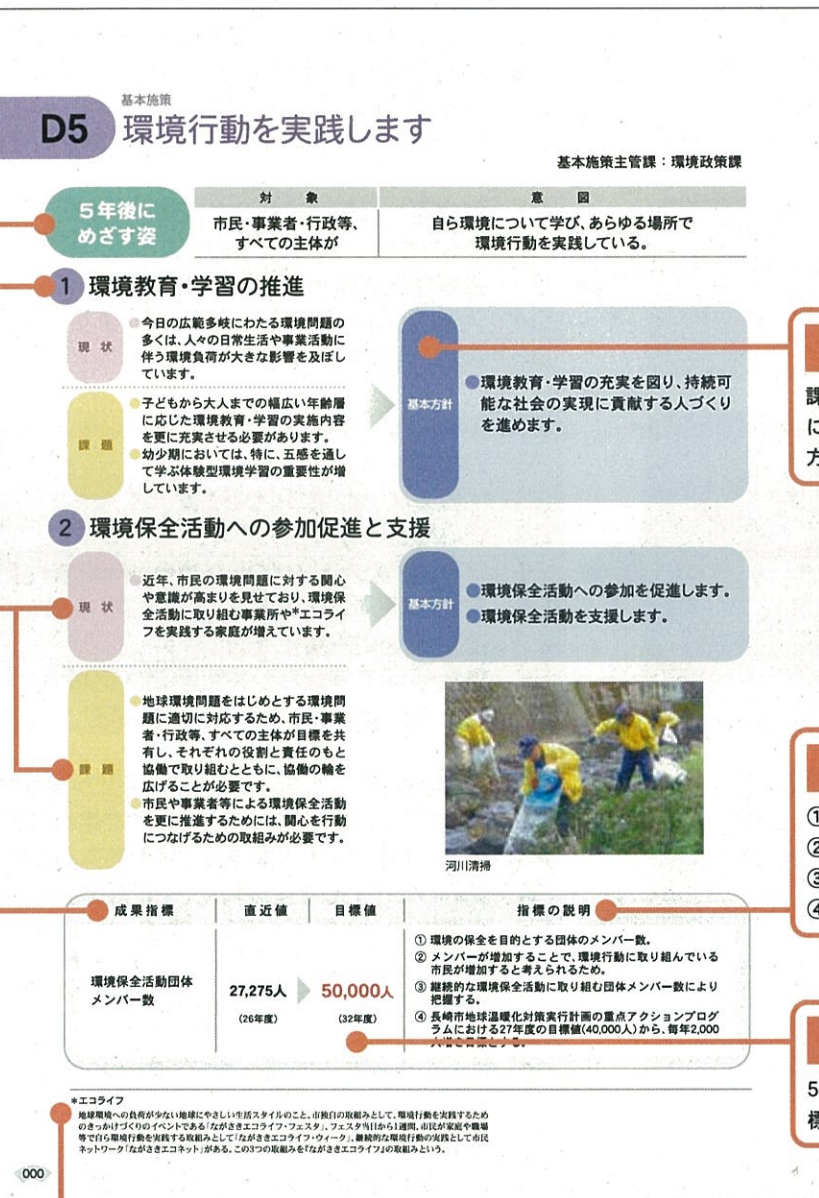
基本施策の方向性を要約するタイトルを付しています。個別施策と概ね連動しています。

現状・課題

基本施策を取り巻く現状やめざす姿を実現するために解決しなければならない課題を記載しています。

成果指標

めざす姿の状態を客観的な数値で表わすための指標を記載しています。



基本方針

課題を踏まえた取組みに関する基本的な考え方を記載しています。

指標の説明

- ① 指標の説明
- ② 指標とした理由
- ③ 実績値の把握方法
- ④ 目標値設定の考え方

目標値

5年後(平成32年度)の目標値を記載しています。

用語解説

ページ内にある*を付した用語の解説を記載しています。

5年後にめざす姿

個別施策を推進することにより、何(だれ)がどのような状態(姿)になっているかを記載しています。

D5-1 環境教育・学習を推進します

個別施策主管課：環境政策課

5年後にめざす姿

対 象
市民・事業者・行政等、
すべての主体が

意 図
世代を超えて環境学習へ参加している。

取組方針 1 環境を学ぶ仕組みの整備

- 市民が環境について学ぶきっかけづくりのため、環境に関する講座や体験学習、環境イベント等の充実を図ります。
- 幅広い年代が環境について学ぶことができるよう、世代に応じた環境教育メニューを提供します。

取組方針 2 環境を育む人づくり

- 市民自らが取り組む環境活動を継続するため、地域の環境教育・学習を先導・支援する人材を育成します。
- 将来の環境活動を担うリーダーを育成するため、環境問題に対する正しい理解と実践力を育てます。

取組方針 3 環境情報の共有化

- 長崎市の環境に関する現状を知ってもらうため、ホームページや^{*}環境に関する年次報告書(長崎市環境白書)等により、環境に関する情報を提供します。

成果指標	直近値	目標値	指標の説明
環境学習等への参加者数	25,202人 (26年度)	27,500人 (32年度)	① 市内で開催される環境学習等への参加者数。 ② 参加者が増加することで、環境について学んだ市民が増加すると考えられるため。 ③ 継続して把握可能な親子環境教室や出前講座、施設見学、収穫体験等の参加者を合算して把握する。 ④ 過去5年間の増加率を維持することとし、直近値から約9%増を目標とする。

取組方針

個別施策のめざす姿を実現するために取る取組に関する具体的な方針を記載しています。

関連する計画等

個別施策に関連する長崎市の条例や計画を記載しています。

【関連する計画等】
○長崎市環境基本条例
○長崎市第二次環境基本計画



エネルギー工作教室



親子環境教室(川の生きものの観察会)

^{*}環境に関する年次報告書(長崎市環境白書)
環境の状況と環境の保全・創造に関する施策についての年次報告書。長崎市環境基本条例で作成し公表することが規定されている。



まちづくりの方針

私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします

G1

基本施策

次代を生きぬく子どもを育みます

個別施策

G1-1

確かな学力の向上を図ります

G1-2

健やかな心と体を育成します

G1-3

学校・家庭・地域の連携による教育の充実を図ります

G1-4

子どもが安全・安心に学べる教育環境を整備します

G2

基本施策

だれもが生涯を通じて いきいきと学べる社会をつくります

個別施策

G2-1

学習に取り組める場と機会の充実を図ります

G2-2

能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります

G3

基本施策

スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

個別施策

G3-1

スポーツ・レクリエーションを普及促進します

G3-2

競技スポーツを強化します

G4

基本施策

芸術文化あふれる暮らしを創出します

個別施策

G4-1

芸術文化に触れる機会を創出します

G4-2

市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します

個別施策主管課：文化振興課

5年後に
めざす姿

対 象

市民が

意 図

様々な芸術文化に身近に触れている。

取組方針 1 市民が身近に芸術文化を体感する機会の創出

- 市民が優れた芸術文化を観たり聴いたりできるよう、ホールや地域の施設、まちなか等の身近な場所で、音楽・演劇・美術・伝統文化等の文化事業を展開します。
- 高い芸術性を持つ専門家が滞在し、地域の人との交流のなかで芸術文化に触れる場を創出する事業に取り組みます。

取組方針 2 文化施設の整備・運営

- 市民の芸術文化活動及び鑑賞の拠点としての機能を確保するため、市民が利用しやすい文化施設の整備・運営に努めます。

成果指標	直近値	目標値	指標の説明
文化施設の利用者数	519,302人 (27年度見込)	520,000人以上 (32年度)	① 長崎ブリックホール、チトセピアホール、市民会館文化ホールの年間利用者数。 ② 利用者が増えることで、直接芸術文化に触れる人が増えていと考えられるため。 ③ 指定管理者へのモニタリングによる各施設の年間利用者数の集計により把握する。 ④ ブリックホール及び市民会館文化ホールについては、23年度から26年度までの平均値(市民会館については、休館期間があった24年度を除く)に公会堂閉館に伴う増分(27年度に増える見込みの利用日数×26年度の公会堂の1日当たりの利用者数)を追加し、その後は稼働率が高止まりになると推測されるため、利用者数を横這いと見、チトセピアホールについては、利用促進の取組みにより、直近値から毎年1.4%増を目標とする。 ※26年度公会堂利用者数：146,272人
*自主文化事業の参加・入場者数	5,989人 (26年度)	7,189人 (32年度)	① 自主文化事業の年間参加・入場者数。 ② 市の文化事業に直接関わった市民が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていと考えられるため。 ③ 参加・入場者実績により把握する。 ④ 過去の増加率を基準に、毎年200人増を目標とする。
遠藤周作文学館の入館者数	15,200人 (26年度)	21,600人 (32年度)	① 遠藤周作文学館の年間入館者数。 ② 入館者が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていと考えられるため。 ③ 入館者実績により把握する。 ④ 没後20年など遠藤周作関連の節目の年である28年度以降、遠藤文学への注目度の高まりが期待できることや、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進や登録後における海外地区への来訪者増とその波及効果を見込み、直近値から6,400人増とし、その後もこれを維持することを目標とする。

【関連する計画等】

○市民文化活動振興プラン

*自主文化事業

長崎市が主催する芸術文化事業。



まちなか音楽会

序
論

後
期
基
本
計
画

A

B

C

D

E

F

G

H

関
連
資
料

G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

個別施策主管課：文化振興課

5年後に
めざす姿

対 象

市民が

意 図

自主的な芸術文化活動を活発に行っている。

取組方針 1 自主的な芸術文化活動の活性化

- 市民が芸術文化活動に興味を持つきっかけをつくるため、様々な体験型の文化事業の創出に取り組みます。
- 市民の芸術文化への取組みを活発にするため、市民団体の発表の場や、市民が参加・出演し芸術文化を楽しめる場を創出します。
- 市民の芸術文化活動を円滑にサポートするため、文化事業を支援する人材の育成に取り組みます。
- 市民の自主的な芸術文化・地域文化・伝統文化活動を活性化するため、その支援制度の充実に取り組みます。

成果指標	直近値	目標値	指標の説明
ブリックホール サポーター登録者数	74人 (26年)	90人 (32年度)	① 市と協力して自主文化事業を進めていくボランティアスタッフであるブリックホールサポーターの登録者数。 ② 登録者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③ 年度募集時の登録者数により把握する。 ④ 直近3年間で70～80人台で推移していることから、過去の平均81人の約10%増の90人を目標とする。
市民文化団体の登録数	282団体 (26年度)	296団体 (32年度)	① 市民文化団体の登録数(2年に一度更新)。 ② 登録団体が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③ 年度の最終日で集計し把握する。 ④ 過去の実績において更新時の更新率が対前年度比95%、新規登録により更新時から次期更新までに7%増加していることから、当該比率により計算し、296団体を目標とする。
市民文化団体の 所属者数	33,224人 (26年度)	34,632人 (32年度)	① 市民文化団体の所属者数。 ② 所属者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③ 年度の最終日で集計し把握する。 ④ 1団体当たりの人数を過去の実績により117人とし、登録団体数で計算した人数を目標とする。

【関連する計画等】

○市民文化活動振興プラン



市民参加舞台

【参考資料4】

芸術文化あふれるまち を目指して

ー市民文化活動振興プランー

第2次改訂版

長崎市

平成25年度改訂

目 次

はじめに	1
Ⅰ 基本的な考え方	
1 芸術文化あふれるまち	
(1) 物質的な豊かさと心の豊かさ	2
(2) 芸術文化あふれるまち	2
2 市民が志向し展開する文化活動（市民文化活動）	
(1) まちに活気をもたらす市民文化活動	3
(2) 市民文化活動のさらなる可能性	4
Ⅱ 基本方針	5
Ⅲ 具体的な施策	
1 芸術文化に親しむ機会の創出	6
2 芸術文化を担う人材育成	7
3 市民文化活動を支える環境の整備	8
まとめ	9

はじめに

長崎市市民文化活動振興プランは、平成9年に、市民と行政が互いに協力しあいながら市民が展開する芸術性を志向した文化活動をより一層盛んにするために、長崎市における文化振興行政の指針として位置付け、行政がなすべき役割を明らかにすることを目的として策定されました。

本プランにおける「市民文化活動」とは、多様な概念を持つ「文化」のうち、もっとも一般的な意味で用いられる「芸術文化活動」を市民が志向し展開することとしており、最初の策定に際しては、長崎市の文化活動における現状から、市民文化の活性化を「木」を育てることにたとえ「文化の樹」を育てるために、行政の意識改革や自主文化事業を実施していくことなど、まず取り組むべきことについて方向性を示したものでした。

その後、自主文化事業の推進や、文化振興協議会の設置、ブリックホールサポーター制度や芸術アドバイザー制度の創設などに取り組み、さまざまな成果も生まれましたが、さらに新たな課題を明らかにするため、平成14年に改訂を行ないました。

その間には、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、文化や芸術の振興に関する基本理念が示され、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

そして、平成24年には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が新たに制定され、文化芸術を継承し、創造・発信する場として、人が集い、人々に感動と希望をもたらすための拠点として「文化施設」の役割が明らかにされ、その役割を果たすため、国や地方公共団体が施策の総合的な推進に努めることの重要性が示されました。

また、本市においても平成23年度からの10年にわたって、市民と行政が共有し、ともに取り組むまちづくりの指針として『長崎市第四次総合計画』を策定しました。

前回の「市民文化活動振興プラン」改訂から10年を経過し、社会情勢は大きな転換期を迎えています。こうした変化に対応し、まかれた種が力強く育ち、次の世代へと引き継がれ、芸術文化活動をいっそう盛んにするため、『長崎市第四次総合計画』で掲げられた将来の都市像をふまえつつ、本市の文化振興の方向性を明確にすることを目的として新たに改訂をいたしました。

I 基本的な考え方

1 芸術文化あふれるまち

(1) 物質的な豊かさと心の豊かさ

市民文化活動振興プランが策定された平成9年から15年の間に、21世紀を迎え、目まぐるしく変化していく社会情勢の中、市民ニーズに関する価値基準も、物質的・経済的指標だけではとらえられないほど複雑・多様化してきています。こうした中で今、真の豊かさとは何かということが問われています。

少子・高齢化が進行し、雇用や地域の在り方など社会のしくみが大きな転換期を迎えつつあるなか、人々は、これまで求めてきた物質的・経済的な豊かさだけでは、精神的な安穩や知的充足からもたらされる「心の豊かさ」は必ずしも得られないということを実感しつつあります。

さらに、物質的・経済的な豊かさを享受する一方で、失われつつあった地域の連帯感や人間性豊かな関わり合いの大切さを再認識し、今の時代にあった新たな人と人とのつながりを模索するなかで、真の「心の豊かさ」が実感できる暮らしを求めています。

芸術文化は、豊かな感性や創造性を涵養し、他者に共感する心や他人を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質をはぐくみ、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらしてくれます。人々が真にゆとりと潤いを得られる「心の豊かさ」を実感できる生活を実現していく上で、芸術文化は不可欠なものだといえます。

(2) 芸術文化あふれるまち

長崎市ではこれまで、市民文化活動振興プランに基づく文化振興策として、鑑賞型や参加創造型、普及型のさまざまな事業に取り組んできました。子どもたちへの音楽や演劇、美術、伝統文化での体験を中心とした事業は、「文化」を通して子どもたちの夢を膨らませる機会を、地域や福祉施設などで取り組んだ音楽事業では、日ごろ演奏会へ出向くことが難しい方々が、身近な場所で質の高い芸術文化にふれることで心豊かなひとときを体感する機会を創出してきました。

これまでの取り組みを評価しつつも、市民が日常的に「心の豊かさ」を実感できるようにしていくためには、今後とも、継続して質の高い芸術文化と身近に接することができる機会を創出し、子どもの頃から芸術文化を楽しむことができる豊かな感性を育んでいく必要があります。

芸術文化を通して豊かな心を育むためには、行政として、市民の自主性と独創性を尊重しつつ、文化団体、地域、学校、企業などと連携し、つながりあいながら、市民が気軽に芸術文化に触れることができ、長崎らしい芸術文化あふれるまちの実現のためによりいっそう力を注いでいかねばなりません。



2 市民が志向し展開する文化活動(市民文化活動)

(1) まちに活気をもたらす市民文化活動

まちづくりの中心は市民であり、長崎市の将来の都市像である「希望あふれる人間都市」を実現するためには、市民一人ひとりが、健康で快適にいきいきと生活を送っていることが最も重要です。物質的な生活の安定はもちろんですが、芸術文化によりもたらされる「心の豊かさ」を享受できる感性を養い、自らも芸術文化を楽しむことができるような表現方法を身につけ、活動することで、日々の生活をより充実させることができます。

そして、その活動を展開していく中で、新たなことを発見したり、観る人に感動を与えたりするにより、市民生活に広く作用していくものともなります。このようにして得られた力は、まちづくりに欠かせない活力となります。

これまでも、市民による文化活動を活性化するため、活動成果を発表する機会を創出するほか、芸術文化活動助成金や文化団体登録制度による市民文化団体のバックアップを行ってきました。今後とも、市民文化活動がより活発に行われるよう、市民が活動しやすいような状況を生み出すための施策に、継続的に取り組んでいくことが必要です。

(2) 市民文化活動のさらなる可能性

すばらしい芸術文化は、さまざまな分野の人たちを魅了し、その人たちが刺激を受け自ら市民文化活動を行うことで、同じ価値観や美意識をもつ仲間と出会い、新たな人間関係を構築することがあります。また、芸術文化の表現により、表現者のメッセージが、観る人に、言葉で伝えるよりも強く、効果的に伝わることもあります。

このような芸術文化がもたらす作用は、地域コミュニティや福祉、教育、観光・産業などの幅広い分野におけるまちづくりに、よい波及効果が生むことが期待されます。

「文化の担い手」として市民文化活動を行う人をよりいっそう増やしていくとともに、市民や文化団体、地域、学校、企業などがお互いにつながりあうネットワーク化を推進することで、活動の質が高まり、長崎らしい新たな価値や仕組みを創造していける可能性を持っています。

行政として、市民、文化団体、関係機関などが円滑に情報共有できる環境を整えることで、良好なコミュニケーションとネットワークづくりを推進し、長崎らしい市民文化活動につながるよう支援していく必要があります。

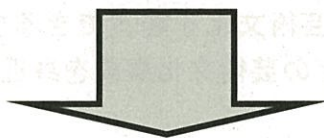
II 基本方針

長崎市では、多くの市民文化団体がさまざまな文化活動を展開し、行政としても、自主文化事業や各種助成制度を通して、芸術文化の普及振興や市民文化活動の活性化に取り組んできました。

しかし、高齢化社会を迎え、これまで市民文化活動を支えてきた担い手も高齢化してきています。

行政として、芸術文化の普及振興や市民文化活動を支援する事業を継続するとともに、市民文化団体等と連携し、芸術文化を通して、子どもたち一人ひとりの感性を育み、個性や能力を伸ばす機会を創出するとともに、長崎で育まれた文化を継承し、将来の市民文化活動を担い、支える人材を育成していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、市民や文化団体、学校、企業等と連携しながら、「豊かな心」を育むことができる芸術文化あふれる暮らしの創出を目指して、次の基本的な方針を掲げ、市民文化活動の振興に取り組んでいきます。



- (1) 市民が文化芸術に親しみ心豊かな生活ができるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、他の部局とも連携して、子どもたちの豊かな感性を育てる取り組みを続けていきます。
- (2) レベルの高いアーティストや専門家との交流や指導を受けられる機会を提供し、芸術文化を支える人材を育成します。
- (3) 世代間や地域、各種団体との交流を促進し、ネットワークづくりを支援するなど、市民の自主的な文化活動の活性化を図ります。
- (4) 市民が利用しやすいニーズに見合った文化施設の整備や運用に努めます。

Ⅲ 具体的な施策

1 芸術文化に親しむ機会の創出 = 広げる

2 芸術文化を担う人材育成 = 育む

3 市民文化活動を支える環境の整備 = 支える

1 芸術文化に親しむ機会の創出

市民のみなさんが質の高い芸術文化を鑑賞できる機会を創出するため、音楽・演劇・美術・伝統文化などの芸術文化事業を身近な場所で展開していきます。

(1) まちなかななどの身近な場所での芸術文化事業の実施

ワークショップやアウトリーチを積極的に取り入れた普及啓発型事業を実施します。

例 まちなか音楽会
アウトリーチコンサート
長崎アートプロジェクト

(2) 質の高い芸術を低廉な価格で鑑賞する機会の創出

レベルの高いアーティストを招聘して実施する良質な芸術鑑賞事業を実施します。

例 コン서트などの舞台公演

(3) 市民が参加できる芸術文化事業の開催

市民が参加し、自ら作品を制作したり、市民文化団体が日頃の成果を発表したりできる機会を創出します。

例 ラウンジコンサート
市民参加型舞台

(4) 音楽・美術・伝統文化等の体験型事業の開催

市民が質の高い芸術文化に直接触れ、自ら体験できる機会を創出します。

例 伝統文化体験教室
アウトリーチコンサート
長崎アートプロジェクト

(5) 長崎らしい文化を認識し、継承していく機会の創出

市民が長崎独自の芸術文化のすばらしさを知り、鑑賞したり、自ら演じたりしながら、継承していく機会を創出します。

例 長崎らしい芸術文化のフェスティバル

2 芸術文化を担う人材育成

将来の芸術文化活動を支える人材の育成に取り組みます。

(1) アーティストや専門家との交流の機会の創出

各種事業を実施する過程で、プロとして活躍しているアーティストや芸術アドバイザーなど専門家と地元アーティストや市民文化団体が交流したり指導を受けたりできる機会を創出します。

例 アウトリーチコンサート
ガラコンサート
長崎アートプロジェクト

(2) 長崎で活動するリーダーの育成

さまざまな自主文化活動の活性化を推進できるリーダーの発掘と育成に取り組みます。

例 専門家等によるセミナー、公開レッスン

(3) 文化事業を支援するサポーターの育成

芸術文化に関わることを楽しみながら、文化活動に携わり、支援できる市民の育成に取り組みます。

例 ブリックホールサポーター
アートサポーター

3 市民文化活動を支える環境の整備

市民のみなさんが、充実した市民文化活動を行えるよう活動しやすい環境づくりに取り組みます。

(1) 情報の提供

市の文化施策や自主文化事業などについて、市民へ広く情報提供することで、市民の芸術文化への理解を深めるとともに、文化団体等との連携を図りながら、市民文化活動の活性化を図ります。

例 広報紙や文化振興課ホームページの活用

文化活動に気軽に参加できるようなネットワークづくりの推進

(2) 自主的な芸術文化活動への後援や助成等の実施

市民への芸術文化の普及啓発のために行われる文化団体の活動を支援していきます。

例 芸術文化活動助成制度

(3) 市民ニーズに対応した文化施設の充実

多様化する芸術文化と市民ニーズに対応するため、音楽・演劇などに利用できる高機能な文化施設の整備や運営に取り組みます。

例 市民文化活動の拠点となる利用しやすい文化施設の整備

市民ニーズの高い専門の小ホールや練習施設の検討

(4) 文化振興施策への市民参画

文化振興にかかる各種施策を評価し、課題を検討する上で、将来の市民文化活動の活性化を図るため、市民や有識者が参画する長崎市文化振興協議会の意見を伺いながら、大学・企業等とともに市民文化活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。

例 文化振興協議会における文化振興策の検討・協議

大学と連携したインターンシップの受入れ

やってみゅーでスクやUーサポとの連携

まとめ

心の豊かな質の高い生活を送るためには何が必要なのか、それは個人それぞれの価値観によって定義は様々です。本プランでは、市民のみなさんが豊かさを実感できる社会にするために、その手段を「芸術文化活動」に限定して、その取り組み策を提示してきました。

芸術文化活動には、日常生活の中で無意識のうちに傷つけられている私たちの心を癒してくれる作用（ヒーリング）があります。本来人間が人間らしく生きることが文化そのものであり、文化は人間らしく生きる営みのために、必要不可欠な要素です。芸術文化活動は、いわば人々が失ってきた人間性を回復し、人間らしく豊かに生きようという必然的な希求に基づくものなのです。

一方で、長崎は古くから外国への玄関口として発展してきました。江戸時代は唯一の貿易港として、ヨーロッパや中国から多くの文化が流入し、ほかの地域にはない独自の文化や歴史的文化的遺産、街並みが形成されました。私たちは、この文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切にし、市民がこれを誇りにできるようなまちづくりを目指していかなければいけません。

これら長崎独自の文化を受け継ぎつつも、新しい長崎に向かって、第3章で提示した施策などを通じて、自主的な芸術文化活動の活性化を図ることと、文化豊かなまちづくりを重ね合わせていくことが、市民主体の芸術文化活動を進めることにほかなりません。そして、それは、長崎市が目指す、「文化的な潤いのあるまち」へとつながり、さらには、「つながりと創造で新しい長崎へ」とつながっていくものと考えます。

行政は、市民のみなさん自身の表現や創造・交流活動を支援しなければなりません。市民のみなさんは、自ら行動、表現し、創造・交流活動を通じて、地域で育まれた文化を一人ひとりが守り育てていく必要があります。そしてそれぞれの芸術文化活動が繋がり、まちに広がることで、こどもから高齢者までだれもが豊かで生き生きと暮らせるまちとなり、長崎の魅力を高めることに繋がっていきます。

本プランを通して、市民文化活動が活性化することは、まちの活性化に繋がることを述べてきました。このことを意識しながら、文化振興に取り組むことができるように市民のみなさんと協調、連携しながら芸術文化活動の活性化を進めていきます。

本プランは、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 2 年間をかけて、長崎市文化振興協議会において検討していただいた貴重なご意見を踏まえ、長崎市が策定しました。

長崎市文化振興協議会の中で熱心な議論を重ねた 15 名は、多方面にわたる幅広い社会活動の経験を有する次の方々です。

長崎市文化振興協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

区 分	氏 名	所 属 ・ 肩 書 等
委 員	上 田 良 樹	長崎商工会議所文化教育委員会委員 長崎放送株式会社 代表取締役社長
委 員	城 谷 巧	長崎県企画振興部文化観光物産局 文化振興課 課長補佐
委 員	田 中 裕 美	市民公募
会 長	田 中 正 明	NPO 法人長崎国際文化協会
委 員	陳 東 華	NPO 法人長崎国際文化協会常任理事
副会長	永 吉 美 恵 子	活水女子大学音楽学部長
委 員	西 川 浩	元長崎県吹奏楽連盟顧問
委 員	花 柳 寿 々 初	NPO 法人長崎国際文化協会常任理事
委 員	福 井 昭 史	長崎大学教育学部教授
委 員	福 地 友 子	活水女子大学子ども学科講師
委 員	宮 地 よ り 子	香焼文化協会会長
委 員	村 木 昭 一 郎	野母商船株式会社代表取締役社長
委 員	村 里 榮	NPO 法人長崎市美術振興会会長
委 員	横 尾 福 次 郎	社団法人 長崎民謡舞踊連盟副理事長
委 員	横 山 正 人	長崎総合科学大学教授

平成 2 4 年 4 月 1 日現在

【参考資料5】

アタシヨシプラン

平成28年度～平成32年度

目次

はじめに	1
自主文化事業	3
市民が主体となる事業への支援	14
情報発信	15
文化活動の支援	16

はじめに

1 アクションプランとは？

平成14年に「市民文化活動振興プラン」(改訂版)を策定いたしました。これは理念プランであり、中期的な施策展開について具体化されていなかったことから、「市民文化活動振興プラン」(改訂版)の平成16年度から5カ年間の実行計画となるプラン(=アクションプラン)を策定いたしました。このアクションプランは市民文化活動振興プランとの整合を図りつつ、本市の文化芸術の振興を図る施策を効果的に展開していくために策定するものです。

市民文化活動振興プランの改訂状況

平成9年度	市民文化活動振興プラン策定
平成14年度	第1次改訂
平成25年度	第2次改訂

2 アクションプランの計画期間

今回のアクションプランは、平成25年度に「市民文化活動振興プラン」が改訂されたこと、平成28年度から長崎市第四次総合計画の後期基本計画の計画年度（平成28年度～32年度）が始まったことを受けて、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、平成28年度から平成32年度までの新たなアクションプランを策定するものです。

3 アクションプランの策定方法

アクションプランは、実行計画となるプランであるため、長崎市の文化振興に関する重要事項の調査審議を行う長崎市文化振興審議会において審議し策定するものとします。

なお、個別の事業については、その都度、検証を行い、状況がプラン策定時から変化した場合には、計画を変更することがあります。

自主文化事業

自主文化事業の推進

長崎市では、市民文化活動振興プランに基づく文化振興策として、自主文化事業に取り組んできました。

長崎市では、これまでに自主文化事業を **①音楽 ②演劇・舞踊など ③伝統文化 ④美術** の4つの分野に分けて事業を展開してきました。

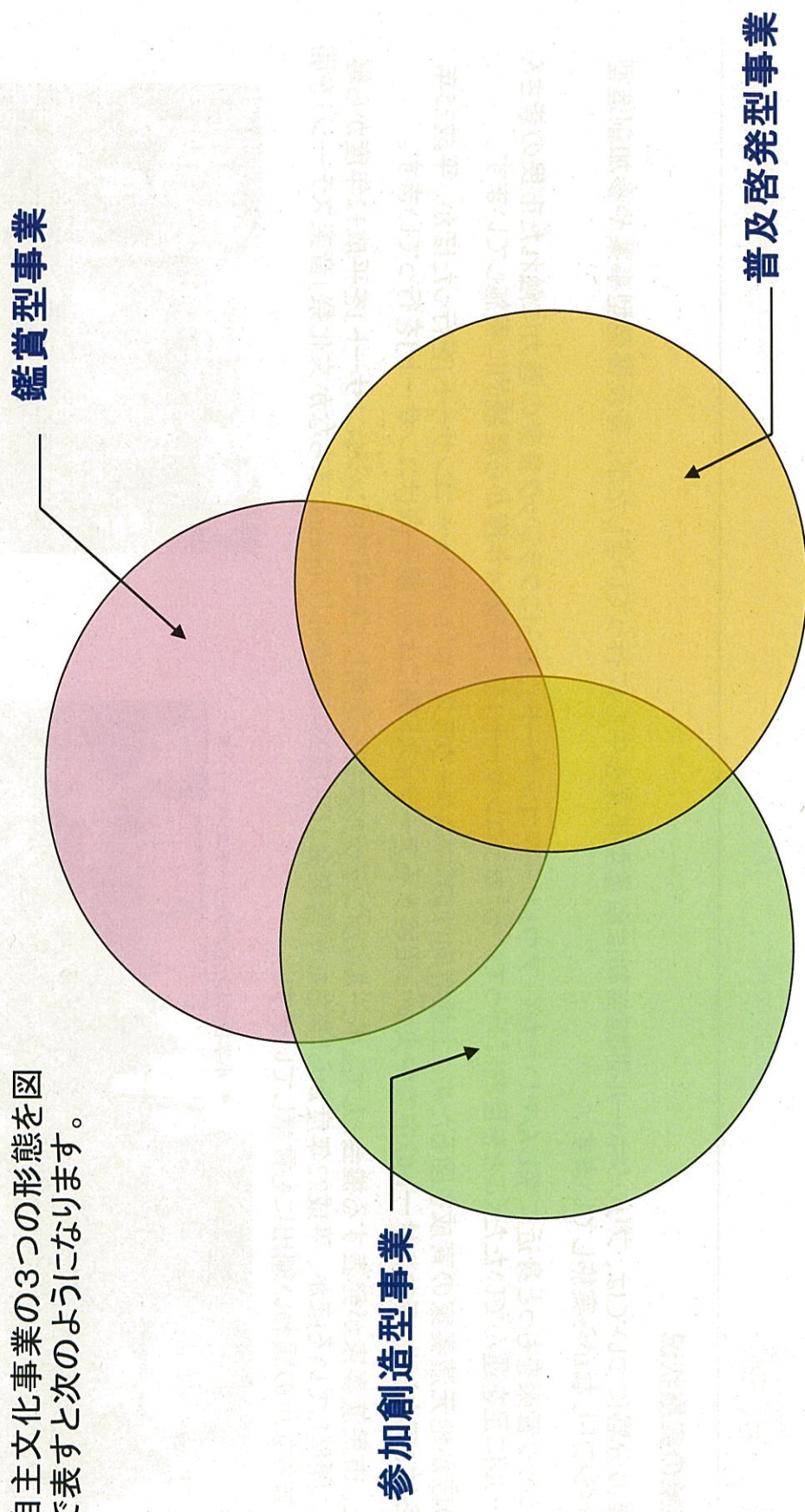
今回も、4つの分野ごとに、これまでの実施状況や課題などを踏まえ、**鑑賞型事業・参加創造型事業・普及啓発型事業**の3つの形態の側面も考慮しながら実行計画を立てることとします。

芸術文化あふれるまちの実現のため、市民が日常生活の中で気軽に芸術文化に触れ、自らも文化活動を楽しめるようになることを目指して、他都市の先進的な取り組みなどの情報収集に努めながら、引き続き自主文化事業へ取り組んでいきます。特に子どもへの芸術文化の普及においては、教育機関等と連携し、子どもの頃から芸術に親しむ環境づくりを行います。また、長崎のまちの歴史に育まれた特色ある芸術文化の振興に努めます。

自主文化事業の形態

自主文化事業は、大きく①鑑賞型事業 ②参加創造型事業 ③普及啓発型事業の3つの形態に分けることができますが、実際には、個々の自主文化事業は単純に一つの形態のものだけでなく、普及啓発型事業に力を入れている最近の傾向として、この3つの要素が混ざりあっているものが多くなっている傾向があります。

自主文化事業の3つの形態を図で表すと次のようになります。



1 音楽

1 事業の実施状況

音楽の分野については、ブリックホール開館当初は鑑賞型事業を中心に行っていました。普及啓発型事業や参加創造型事業へシフトしながら実施しています。

クラシック音楽をもっと身近に楽しんでもいただく「アウトリーチコンサート」、さらにクラシック音楽の魅力に触れた市民の皆さんがホールに足を運んでいただくことを目的に行っている「ガラコンサート」を、平成14年度から継続的に実施しています。

このほか地元演奏家の育成を図るため、上級者向けの「マスタークラス」や「レクチャーコンサート」を行ったほか、平成25年度からは、アウトリーチコンサートの中で中央から招聘するアーティスト等による「親子向けコンサート」を行っています。

また、市民演奏家が発表する機会として、ホールのメンテナンス日を活用して行う「ラウンジコンサート」を平成12年度から継続的に開催しているほか、平成22年度から「まちなか音楽会」(平成28年度から「Nagasakiまちなか文化祭」音楽ステージ)を開催し、まちなかの賑わい創出にも貢献しています。



◀ 小学校におけるアウトリーチコンサート ▶



▲ まちなか音楽会(ベルナード観光通り)

2 成果

アウトリーチコンサートについては、身近な場所で無料で音楽が楽しめるということもあり、例年、募集枠を大きく超える応募があります。各地区のふれあいセンターなどにおいては、数年おきに開催しているところも多いため、初めて開催するところも毎年数ヶ所あるなど、新たな層への広がりがみられます。

3 課題

ガラコンサートについては、平成14年度から開催されており、認知度は高まってきたと思われ、アウトリーチコンサートの会場等で券売を行ってもコンサートの集客へつながりにくいという現状があります。特に合併地区からの来客が少なく、ブリックホールまでの移動時間の長さなどが障害となっていると思われます。

4 今後の方向性

①普及啓発型事業の推進

- ・アウトリーチコンサートについては例年募集枠を超える応募があるものの、ガラコンサートへの集客は十分ではないため、ガラコンサートの魅力アップに向けた内容の検討を行います。
- ・これまでの「市内全域で行うアウトリーチコンサートとブリックホールで行うガラコンサート」という組み立てを、合併地区等の比較的小さなエリアでも実施します。合併地区等のホールを会場としてコンサートを行うことで、これまでブリックホールに来場できなかった市民の皆さんが気軽に鑑賞できる機会を創出するとともに、内容についても地域住民と演奏家が協働しながら企画するなど、地域の特色を活かしたコンサートとし、より演奏家との交流を深め、音楽に触れる機会の少ない合併地区等の方々に興味を持っていただく機会を提供していきます。
- ・親子向けコンサートにより、幼児期から音楽に親しむ機会を提供するとともに、アウトリーチコンサートに邦楽をはじめとしたクラシック以外のジャンルを導入するなど、提供する音楽のバリエーションを増やし、内容の充実を図っていきます。

②地元演奏家の育成

アウトリーチコンサートは、第一線で活躍するアーティストと地元オーデションにより選ばれた地元演奏家で行います。地元オーデションを2年周期で実施し、地元演奏家の比重を徐々に高めていきます。

③市民の成果発表の場の創出

ラウンジコンサートやNagasakiまちなか文化祭(音楽ステージ)は、市民演奏家が日頃の練習の成果を発表する場として定着してきていることから、継続して開催し、参加する市民層の拡大を図ります。



◀ ガラコンサート



▶ ラウンジコンサート



2 演劇・舞踊

1 事業の実施状況

演劇の分野については、市民参加舞台・戯曲講座・リーディング公演を軸に事業を展開しながら、市民が自ら台本づくりなどの舞台制作に参加する機会を創出してきました。

また、長崎では上演されることが少ない小劇場タイプの演劇公演を招聘するとともに、演劇を用いた表現力育成事業として演劇アウトリーチを行うなど、子どもの頃から演劇の楽しさに触れられる機会を創出し、普及啓発を図っています。

舞踊の分野についても、市民が舞踊の楽しさを体感できる機会を創出するため、様々なジャンルのワークショップを開催しています。

2 成果

戯曲講座の受講者が修了後に制作した作品が、戯曲賞の最終選考にノミネートされるなど、地元演劇人の育成に寄与しているほか、市民参加舞台公演は、地元の舞台スタッフのスキルアップにもつながっています。

平成25年度に実施した大型市民参加型舞台公演「長崎なう～私たちの街から～」では、演出家が4つの街に出向いて作品作りから稽古まで行った結果、今までホールと距離があった市民も参加することができました。この作品を通してそれぞれの街の人が交流し、自分が住む街以外のことも知る機会にもなりました。

演劇アウトリーチには、毎年300人以上の市民が参加しているほか、ダンスワークショップでも、毎年定員を超える応募があり、たくさんの市民が参加することができました。



◀ 大型市民参加型舞台公演
「長崎なう～私たちの街から～」▼



▼ダンスワークショップ



▲ 青年団による演劇公演
「サンタクロース会議」

▼平田オリザ氏による演劇アウトリーチ



3 課題

市民参加舞台・戯曲講座・リーディング公演を軸に事業を展開しており、演劇団体や参加者が参加者に浸透している反面、参加者が固定化してしまう傾向があります。

これまでの参加者に加え、初心者でも気軽に舞台の魅力に触れられ、また、鑑賞する側にとっても気軽に鑑賞でき、それらが様々な形で各々の芸術文化活動につながるような事業を展開していく必要があります。

4 今後の方向性

【演劇】

①市民参加舞台

市民に演劇の舞台公演に参加する機会を提供し、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図るため、市民参加舞台公演、演劇ワークショップ、子ども演劇体験教室を効果的に連携させながら実施していきます。

なお、これまでの課題を踏まえて、ターゲットの設定を工夫することなどにより幅広い市民の参加を促していきます。

②演劇のアウトリーチ

“演劇”というツールを使って、身体の実験体験やゲームなどを楽しむことから始め、最終的には簡単な演劇創作体験を実施し、参加者同士のコミュニケーションや豊かな自己表現の力を育みます。

③招聘公演

広い市民層が興味関心を抱けるような内容のものを選定して実施し、観劇の楽しさをより広く伝えることを目指します。

【舞踊】

①普及啓発型事業の実施

舞踊には様々なジャンルがあり、市民による文化活動も活発に行われていますが、自主文化事業としての取り組み実績が少ないことから、子ども向けのワークショップを中心に様々な世代に広めていけるよう、さらなる普及啓発を図っていきます。

3 伝統文化

1 事業の実施状況

様々な分野の子ども向けワークショップを夏休みに開催し、次世代を担う子どもたちが日本の伝統文化に触れ体験することで、興味を抱く機会を創出しています。邦楽や日本舞踊については、ワークショップの成果発表の機会を市民三曲演奏会で設けるなど、習得し発表することによる達成感・充実感を感じ、より深く興味が湧くよう工夫を行っています。

また、NPO法人長崎国際文化協会との連携により、各分野から講師を招き、子どもたちが直接指導を受けられる機会をつくることで、より楽しく身近に体験できる場を提供しています。

2 成果

例年多数の応募があり、参加者アンケート結果等をもても、高い評価を受けています。邦楽のワークショップなどでは、「今後も続けたいので教室を紹介して欲しい」という要望もあり、体験した子どもたちには確実に伝統文化の魅力が伝わっています。



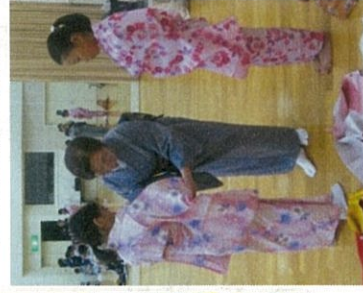
◀ ジュニア茶道体験教室



◀ ジュニア三絃体験教室



▲ ジュニアいけばな体験教室



▼ 親子着装体験教室



▼ ジュニア水墨画・民謡舞踊体験教室 ▶



3 課題

体験や興味を持たせるきっかけづくりとしては一定の成果があがっていますが、継続的な活動へとつないでいくための取り組みが大切です。ワークショップの内容についても、きっかけづくりという観点から、初めて伝統文化に触れる子どもたちが興味を抱きやすいものとなるよう創意工夫を行うとともに、より多くの機会を提供することが必要です。

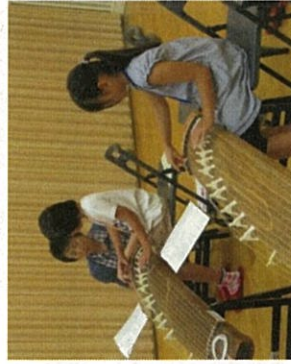
4 今後の方向性

①普及啓発事業の継続

子ども向けワークショップを引き続き開催します。実施にあたっては、伝統文化に触れるきっかけを作り、興味を高め、ていくような事業展開に努めます。

②伝統文化団体等との連携

市内の伝統文化団体及びNPO法人長崎国際文化協会等と連携を深め、日本古来の伝統文化の次世代への継承・発展を目指します。



◀ ジュニア箏体験教室



▼ ジュニア日舞体験教室



▼ ジュニア箏 & 日舞教室合同発表会



▲ 市民三曲演奏会
体験教室での練習の成果を発表しました。

※ アクションプランにおける伝統文化とは、我が国古来の伝統的な芸能のことを指し、主なものとして茶道・華道・書道・南画・邦楽・日本舞踊・能・狂言・民謡舞踊・俳句・短歌・川柳などをいいます。

4 美術

1 事業の実施状況

美術の分野については、平成12年度から平成20年度までは「現代美術展(ima展)」を開催していましたが、もっと身近に現代アートを感じていただくため、作品を見るだけにとどまらず制作の過程にも触れられる「長崎アートプロジェクト」として、アーティスト・イン・レジデンス(芸術家滞在型創作活動)の形態を導入し実施しています。

プロの現代美術アーティストを招聘し、市内に滞在しながら制作を行ってもらい、その過程を公開することで、現代美術の魅力を発信しています。また、アーティスト滞在中は、現代美術をより身近に感じていただけるように、市民との交流イベント(トークやワークショップ)を開催するなど、アーティストと市民の交流の機会を創出しています。

平成25年度には、市内で活動している芸術家のアトリエや美術館、ギャラリー、画廊、アートショップなどの情報を掲載した「ナガサキアートマップ」を制作し設置したほか、文化振興課HPからもダウンロードできるようになっています。

また、長崎ブリックホール2Fギャラリーを、市民が個展及びグループ展等で活用できるよう、無料で貸し出しています。



▲ 長崎ブリックホール2Fギャラリー



▲ ナガサキアートマップ



2 成果

作品や制作の過程、アーティスト自身に接することで、多くの市民が現代美術への親しみを持つきっかけとなりました。また、作品制作を通じて、アートを切り口とした市民の方々の交流も生まれました。

3 課題

効果的な開催場所の選定や周知方法について工夫しながら、今後ともより多くの市民に参加・鑑賞してもらう機会を増やしていく必要があります。

4 今後の方向性

①長崎アートプロジェクト

制作場所となる地域で、一定期間アーティストが滞在制作を行うため、地域との連携は不可欠です。地域住民や関係者の理解を十分に得ながら実施していきます。また、日常生活の中で気軽に現代美術に触れることができたり、子どもから大人まで楽しめるイベントを開催します。

②地元アーティストの活動支援

「ナガサキアートマップ」を定期的に更新しながら、市民への情報提供及び市内アーティストの活動の周知を図ります。



植物になった白線@ながさき(平成26年度)▶

◀ 根っこのカクレンボ@ながさき(平成25年度)

5 その他

1 分野横断型事業

Nagasakiまちなか文化祭

平成22年度からベルナード観光通りなど、まちなかを舞台に開催している「まちなか音楽会」を発展させ、音楽・舞踊・演劇等の様々なジャンルのステージを開催する「Nagasakiまちなか文化祭」を実施することにより、音楽のみならず、より幅広い市民の発表や鑑賞の機会、まちなかの一層の賑わいを創出します。

2 文化プログラムの実施

平成32年度開催の東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施に向け、先進都市の事例を参考にしながら、県をはじめとする様々な団体と情報共有を図り、これまで取り組んできた祭り、イベントをはじめ、平和や長崎独特の歴史文化、食などの長崎市の個性を活かした取り組みと連携を図りながら芸術文化事業を推進します。

※文化プログラムとは・・・

平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び平成31年度に開催されるラグビーワールドカップ2019の機会を活かすとともに、それ以降も多様な文化芸術活動の発展を目指し、文化庁が実施するもの。

市民が主体となる事業への支援

本市の文化の樹を大きく育てるために、市民が主体となる様々な事業と協働し、支援を行っていきます。

1 マダムバタフライフェスティバル

長崎が物語の舞台となっている世界的に有名なオペラ「蝶々夫人(マダム・バタフライ)」をテーマとした国際コンクールやコンサートを実施することにより、長崎の特色ある文化を内外に発信し、市民が質の高い芸術文化に触れる機会を創出するとともに、子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめる様々なイベント「たのシツクフェスティバル」を併せて開催することにより、裾野の拡大につなげる事業。

2 市民文化団体との共催

(1) 市民美術展

広く市民から美術作品を公募し、本市における美術鑑賞と美術作品発表の機会を創出する事業。

(2) 市民いけばな展

市内の各流派のいけばな団体が、合同で出瓶する機会を提供するとともに、市民が伝統文化としてのいけばなを鑑賞する場を創出する事業。

(3) 市民演劇祭

市内の演劇団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が演劇を鑑賞する機会を創出する事業。

(4) 市民三曲演奏会

市内の尺八・箏(琴)・三絃(三味線)の各流派・団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が伝統文化に触れる機会を創出する事業。

(5) 市民音楽祭

市内の音楽団体や演奏家に、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が音楽を鑑賞する機会を創出する事業。

情報発信

1 情報紙の発行

(1) 内容の充実

市の文化事業に関する情報や市内の公共文化ホールにおけるイベント情報を掲載した「ながさき情報倶楽部Switch!」を発行しています。

関係団体からの情報収集に努め、内容の充実を図っていきます。

(2) 配布先の拡大

現在、公共施設に限らず、カフェや店舗、金融機関などさまざまな場所に設置しています。新たにオープンした施設や店舗の情報収集に努め、配布先の拡大を図っていきます。

2 広報の充実

(1) ホームページやSNSの活用

市ホームページやSNSを活用し、迅速で効果的な情報発信に努めるとともに、事業について市内外問わず多くの方々々に認知していただけるよう取り組みでいきます。

※文化振興課公式Twitter(フォロワー数973件) 長崎市総合公式フェイスブック(フォロワー数3,442件)
(平成29年2月時点)

(2) メディアへの積極的な情報提供

市政記者や地元紙の生活文化部への積極的な情報提供を行い、情報発信への協力を求めます。

(3) 事業担当者の意識改革

文化振興課職員も、一人ひとりが広報宣伝の担当者としての意識をもち、的確なタイミングを捉えた日常的な情報発信に努めます。

文化活動の支援

1 市民文化活動の支援

(1) 市民文化活動についての情報発信

市民文化団体をデータベース化し、市内の文化施設や公民館等の窓口で登録団体の情報を一部公開しています。情報は文化振興課のホームページにも掲載し、今後とも市民の文化活動について広く周知を図り、活動を支援していきます。

(2) 交流の場・機会の整備

市民文化団体の皆さんが集い、活動について情報交換を行ったり、市の自主文化事業の記録や芸術文化に特化したライブラリーを閲覧できるような場の整備に努めます。

平成24年度に行った「公会堂50周年記念事業」や平成27年度に行った「文化のつどい2015～未来へ～」では、多数の市民文化団体が出演し、異なるジャンルの団体が同じステージに立つなど、文化団体間の交流が活発に行われました。今後とも文化団体相互の交流促進を図れるようなイベントの企画立案を行っていきます。

(3) 活動の助成

市民が行う芸術文化事業の費用の一部を助成する芸術文化活動助成金により、引き続き、活動の活性化を図っていきます。

2 ホールサポーター制度の充実

(1) 文化事業への参画機会の拡大

本市の文化事業において、ホールサポーターの企画や意見を求めるなど、参画の機会拡大を図ります。

また、事業実施においても、ホールサポーターが楽しく活動できる役割分担を行います。

(2) 研修の充実

ホールについての基礎知識の習得の場として、毎年1回説明会を開催します。

公会堂等文化施設あり方検討委員会

報 告 書

平成24年3月27日

公会堂等文化施設あり方検討委員会

〈目次〉

はじめに	3
1 長崎市の文化施設と公会堂の検討の経過	4
1-1 公会堂の歴史と長崎市の文化施設の現状について	4
1-2 公会堂の検討経過と本委員会の設置趣旨	4
2 本委員会が出された意見	6
2-1 委員会での協議の流れ	6
2-2 委員会が出された意見の集約	6
(1) 公会堂が持つ市民文化機能について	6
(2) 本市に求められる文化施設の機能について	7
(3) 本市に求められる文化施設の配置について	8
2-3 各委員の意見	8
3 総論	10
おわりに	12
要綱	14
委員名簿	16
委員会開催経過	16

はじめに

公会堂等文化施設あり方検討委員会は、平成23年10月から平成24年2月まで計4回開催し、各分野から集まった22人の委員が参加し議論を重ねました。

長崎市公会堂は、50年近く現在の場所に建ち、長崎市の中心的な公共施設として市民の皆さんに親しまれていますが、老朽化や耐震強度不足による安全面での不安があるなか、今回、公会堂が持つ文化機能や本市の将来の文化施設機能のあり方について議論する機会が持たれたものです。

市庁舎建替えの検討と並行して行うという難しさはありましたが、委員会の趣旨は、各委員が自由に意見を出し、あらゆる選択肢を否定しないで様々な角度から議論することを常に考え、協議を進めました。

この報告書では、「2 本委員会が出された意見」として、合意できなかった意見も含めて委員会が出された意見を示し、「3 総論」として、委員会として合意した意見を整理する形でまとめました。

市において、この報告を参考にされ、さらなる検討をしていただくことで、市政の発展に寄与することを期待します。

1 長崎市の文化施設と公会堂の検討の経過

1-1 公会堂の歴史と長崎市の文化施設の現状について

長崎市公会堂（旧公会堂）の歴史は古く、最初の建設は、一篤志家から市内中心部にあった旧来の青年会館が市に寄付され、それを寄付金と市の積立金により大改造し、昭和5年に「長崎市公会堂」（旧公会堂）が落成したのがその始まりです。その後、旧公会堂は、多くの市民に利用されましたが、昭和20年8月9日の原子爆弾による2次火災により焼失してしまいました。

戦後の公会堂再建は、土地区画整理事業や長崎市の窮迫した財政事情などから、容易に進みませんでした。しかし、昭和37年6月2日に、長崎国際文化センター建設計画の一環として、現在地に「長崎市公会堂」が建設されました。

それ以降今日まで、公会堂は長崎市を代表するホールとして、数々の公演、コンサート、講演会、そして何より身近な市民の芸術文化活動の発表の場として、利用され、愛され続けられております。

公会堂建設以降の長崎市においては、昭和49年に長崎市民会館文化ホール、平成3年にはチトセピアホール、平成10年には長崎ブリックホールなどが開館し、様々な文化活動発表の場として、また文化鑑賞の場として、それぞれの施設が立地場所や規模・舞台機能などの違いに応じて、お互いに役割分担したり補いながら利用され、様々な市民文化活動が展開されてきました。

1-2 公会堂の検討経過と本委員会の設置趣旨

長崎市公会堂に関する検討については、建設から40年以上経過した平成16年には、長崎市公会堂存廃問題検討懇話会から、施設の老朽化が目立つこと、複雑多様化するニーズに応えることができない局面が出てきたことなどから、公会堂の存続問題に関する検討報告書が提出されております。

報告書は、本格的な構造診断の実施を前提としつつも、リニューアル等も踏まえて現在地に残すべきとの内容でございました。また、同時期に、長崎商工会議所から、市庁

舎から公会堂、中島川に至る一帯を市民生活や文化向上の公共ゾーンとしてのグランドデザインを早急に描くこと。最小限の改修・補修を行い、代替施設が整備されるまでの間は引き続き公会堂として使用すべきとの要望書が提出されております。

さらに、長崎市文化振興協議会においては、平成21年度には公会堂の今後のあり方に関する協議報告書が提出され、平成22年度には将来の長崎の文化環境の全体像や優先配置のあり方等について報告書が提出されている経緯がございます。

そうした中、市において、平成21年度から大型公共施設の耐震診断を実施し、公会堂については、建物や設備の老朽化が進んでおり、十分な耐震性を有していないという診断結果が出されました。この診断結果をもとに、平成23年の2月に、「公会堂については、市庁舎の建替え計画の具体化と並行して、その機能確保の方法について引き続き検討する」という方針が出されています。

本委員会では、こうした市の整備方針を受け、公会堂が持つ文化機能のあり方や、長崎市における文化環境整備について、求められる文化施設の機能や文化施設の配置などについて検討するために設置されたものです。

2 本委員会が出された意見

2-1 委員会での協議の流れ

本委員会は、4回という時間が限られた会議ではありましたが、過去に検討された様々な場面でのご意見等も参考にしながら、将来のことも達へ、どのような長崎市の文化のビジョンを示せるのか、様々な立場から多くの議論を進めてまいりました。

まず、第1回目においては、本委員会で目指すべき方向性を確認しながら、参加した委員のそれぞれの経験を踏まえ、自由な意見をいただきました。その中で、公会堂については建替えの方向で意見が一致しました。

続く第2回目においては、長崎市の文化施設の現状を再確認する意味で、不足している機能は何か、長崎市に望まれる機能は何かという2つの視点から意見を出していただき、本市に求められる姿を描く材料を抽出する作業を行いました。

そして第3回の委員会では、これまでの協議を踏まえ、2名の委員からそれぞれの視点でまとめられた提案が提出され、これらを中心に議論を進めました。さらに、ほかの委員からは、建築家としての専門的な切り口からの文化施設の考え方を加えて説明いただき、文化施設・文化機能の在り方についてまとめる作業に向かって、場所の議論についてもご意見をいただきながら、第4回目にまとめを行ったものです。

2-2 委員会が出された意見の集約

(1) 公会堂が持つ市民文化機能について

本委員会の協議の中で、公会堂のこれまで果たしてきた市民文化機能が明確になりました。それは、公会堂は長崎市民の芸術文化を支えてきた施設であり、市民に愛されてきた文化ホールであるということです。

公会堂の稼働率状況を見ますと、平成22年度の稼働率は57.3%で年間約14万人もの利用があっており、催しの規模の割合は、平成22年度で501席～1,000席が59%と一番多く、次に1,001席～1,500席が20%と続いています。

また、公会堂をはじめブリックホール、市民会館文化ホールの施設稼働率を見ますと、平成20年度の全国公立文化施設年間稼働率の平均約58%に対し、平成22年度の稼

働率平均は59%を超す数値となっており、公会堂の機能の全てをその他の施設で補うことは困難であると予想されます。

また、公会堂は歴史的にも、長崎国際文化センター建設計画の一環の中で建設され、DOCOMOMO近代建築100選に選定された近代建築物として評価されていますが、文化施設の価値としては、現状では高くない状況にあり、老朽化、耐震結果を受けて、不足する機能を確保するためには建替えるべきとの方向で意見は一致しました。

しかしながら長崎のまちに約50年もの間存在した公会堂は、もうまちの風景の一つとなっていて、そこにその存在がなくなることイメージできないと感じているという意見もありました。

そのような中で出てきた意見としては、①面影を残したいということ、そして②出来れば現在地に生まれ変わってほしいというものです。

(2) 本市に求められる文化施設の機能について

「機能」という面からは、文化活動というものは多種多様であり、表現する形によってそれぞれニーズが異なるものであることが明確になりました。多くの委員の意見の中心にあったのは、専門ホールの必要性でした。

現状の分析のなかで明らかにされたのは、本市における文化ホールがすべて多目的ホールであり、本来、文化施設として求められる質の高い音響や舞台機能などのニーズに充分対応し得ていないという現実です。

大ホールとしては、ブリックホールが利用されているものの、すみ分けて利用されるべき音響のいい中ホール・小ホールが存在しないことから、公会堂に代わる文化施設が出来るならばという考えのもと、同規模のホールをとの意見もありましたが、多くの委員から、長崎市に不足している文化機能を補うためには「音楽専用」・「演劇専用」の、「中ホール」・「小ホール」というものの必要性が意見として強く出されました。

ホールの他に求められる文化機能としては、ギャラリー機能の併設や練習施設の不足に関すること、現代社会の実態に即した利用への希望として、夜間遅くまで利用可能な練習場の必要性、文化関係者の交流の場や、創作のスペースの必要性など様々な意見があげられ、市民の文化活動を支える環境の整備が強く求められています。

最後に、求められる機能をまとめますと、形で言うと中・小の専門ホールと練習場、ギャラリー機能などであります。

共通して言えることは、市民にとって使いやすい場であること、専門性が高くみんなが素晴らしい時間を共有できる場となるものであること、また、次世代を育てるものでなければならないということです。

（３）本市に求められる文化施設の配置について

本市に求められる文化施設の配置については、ともすると公会堂の建替えが議論の中心となった感がありますが、文化施設の役割としては、人の集う場となるべきであるとの発想が中心にあり、現在公会堂のある現在地や現在地付近に文化施設があることが理想であるということになります。

他にも、商店街の中心に小ホールなどの文化施設があればという意見や、県庁跡地などの他の場所についても意見は出ましたが、具体的な場所の提示が無いなかで配置をイメージすることは困難であったように思われます。

２－３ 各委員の意見

（規模についての意見）

- ・市民が開催するイベントは2,000名も集客できず、ブリックホールは規模も経費的にも大きすぎる。1000名～1200名の施設が一番適當ではないか。
- ・ミュージカルなど大きなショーはブリックホールでいいが、クラシックや息遣いまでお客さんに届けるお芝居などは、中ホール、小ホールを作って欲しい。
- ・演劇は総合芸術であり、大きなホールは劇場との対話ができない。（演者と観客との間に距離感があり、息遣いなど感じにくい）800名～1000名の劇場が必要である。
- ・長崎市の今後の人口動向と財政状況を考えると、それぞれの専門ホールをつくるのは難しくやはり多目的ホールにならざるを得ないのではないか。観光都市として観光客を集める大きな施設が必要。大は小を兼ねると言う。現在と同規模の施設を残して欲しい。

（機能についての意見）

- ・質の高い（舞台機能・音響など）専門ホールが必要である。
- ・楽屋・練習場の充実。練習場は仕事帰りにも使えるようなものにしてほしい。
- ・耐震性が高く、災害などの有事に対応できる施設。
- ・まちづくりという視点から、市民が気軽に芸術に触れたり、芸術家が交流できるような空間のある、市民の新しいコミュニティー空間としての機能が必要である。

- ・市民会館文化ホールは、音楽コンサートの場合、上階にある体育館の音が支障となるほか、舞台の天井が低く舞台吊物が制限されており、演劇等の公演に充分対応できない。
- ・演劇ホールというなかにも、能楽堂の機能も必要である。
- ・博多座で行われるような公演に対応できるくらいの舞台機構の備わった舞台と、それにふさわしい客席を配置し、多角的な（演劇、オペラ、バレエなど）催事に対応できる劇場がほしい。
- ・バックヤード（搬入口）の充実、施設（ホール）内の導線を分かりやすいものに。
- ・トイレなどの充実と分かりやすい導線、バリアフリーに対応した施設。

（現在の公会堂の保存等についての意見）

- ・公会堂はDOCOMOMO近代建築100選に選ばれており、学術的建築物としての価値は高いかもしれないが、文化施設としての評価は高くない。
- ・耐震性、音響、空調設備等から建て替えは止む無しと思う。
- ・面影を残すとかできないか。

（建設場所について）

- ・市庁舎の建替えが検討されているのであれば、総合的なグランドデザインの中で、公会堂についても検討されるべきではないか。
- ・現地建替えを望む。
- ・もっといい場所で検討できる可能性があるなら、いくつかのケースを考えて良いのではないか
- ・必ず現在の場所でなくてはいけないということではない。市庁舎建設場所が決定したら、公会堂建設場所も同時に決定していただくことが必要。

（その他）

- ・文化施設のグランドデザイン・戦略的ビジョンが重要。
- ・ビジョンの中に、「次世代を育てる視点」を必ず入れて欲しい。
- ・地域の活性化に貢献する施設となるべき。
- ・まちの象徴として、また観光の拠点になるような外観デザイン。長崎らしいホール。
- ・現在の公会堂を解体することにより、その機能が一時停止する期間については、建設場所等を早期に決定することによりできるだけ短縮すること。
- ・設計の段階から、利用者も協議に参加できるように要望したい。
- ・新しい市庁舎の中に、室内楽の専門ホールや練習場があってもいいのではないか。

3 総論

〈長崎市の文化施設機能確保について〉

本市の芸術文化活動は、昭和13年に開館した三菱会館をはじめ、昭和37年に建設された公会堂、市民会館文化ホール、チトセピアホール、ブリックホールなどの施設が、様々な文化発表の場として、また文化鑑賞の場として、立地場所や規模・舞台機能などの違いに応じ、お互いに役割分担したり補い合いながら利用されてきました。三菱会館につきましては既に閉館いたしました。その他の施設は、ブリックホールが開館した平成10年以降についても一定の稼働率を有しており、現在も様々な市民文化活動に活発に利用されていると言えます。

その中でも公会堂は、本市の文化施設を語るうえでも、非常に重要な役割を果たしています。それは、約50年にわたり長崎市民の芸術文化を支え育ててきた施設であり、そして、市民の皆様に愛されてきた施設であるということです。

しかしながら、公会堂の耐震診断結果を見ると、老朽化や耐震性の不足、そして、耐震補強の投資効果を考えると、将来に渡り公会堂を使い続けることは困難であります。一方で、公会堂の稼働率状況を見ると、現在の公会堂が果たしている機能は今後必要であります。また、平成22年度の公会堂をはじめ、その他類似施設の平均施設利用状況は、全国の平均と比較しても高い数値であり、様々な市民文化活動に利用されているといえます。その公会堂の機能の全てを市の他の類似施設で補うことは困難であると予想されます。

以上のことを勘案すると、不足する機能を確保するために老朽化した公会堂に代わる新しい文化施設を建設する必要があります。

〈規模・機能〉

規模については、公会堂で行われている催しの規模の割合から見ても1,000席前後の利用が最も多く、長崎市に必要とされる文化施設の規模については、800席程度から1,200席程度という意見が一番多くありました。

機能については音楽主体ホール・演劇主体ホール、音響に優れ、また演劇も可能なホールなど多様な意見・提案があり、意見の合意には至りませんでした。多くの委員の意見の中心にあったのは、専門ホールの必要性でした。また、建設地や財政面等の条件による課題はありますが、音楽・演劇どちらかを主体とした中ホールをつくり、補う形

でもう一つ別の小ホールをつくることを今後検討する必要があります。

ホールの他に求められる文化機能としては、安価で使いやすい練習施設や市民が気軽に芸術に触れたり文化関係者がジャンルや世代を超えて交流できるスペース、ギャラリー機能の併設や創作の場の必要性など様々な意見がございました。

〈公会堂を建て替える場合の建設場所〉

建設地については、できれば現在地という意見が多くありました。そのほか現在地付近などとの意見もありましたが、具体的な候補地の情報が提示されていないため、他の候補地を議論するには至りませんでした。ただし、方向性としては、交通の便が良く、まちなかなど人が集まりやすい場所に配置すべきです。

〈その他〉

公会堂の建て替えにあたっては、長崎市の文化振興のグランドデザインの中で、市内の各施設との役割分担を明確にし、それぞれの個性を伸ばして全体としての質の向上を図ることが重要です。また設計段階においては、本委員会や市民の意見が十分に反映されているかチェックする機能が必要です。現在の公会堂を解体することにより、その機能が一時停止する期間については、建設場所等を早期に決定することによりできるだけ短縮することが必要です。

おわりに

長崎市の文化施設のあり方の検討を進めていくにあたって、公会堂の果たしてきた役割は大きく、市民の心に根付く公会堂への愛着の深さも、意見交換を進める中で、改めて認識するところでありました。

また、市庁舎の建て替え検討と並行して公会堂をはじめとする文化施設のあり方を検討することは、場所等の具体的な議論が難しく、意見の一致を導きだすことができませんでした。

市民の文化活動や芸術文化へのニーズが多様化する中で創造活動の拠点となる文化施設の役割はますます重要なものになっています。そのような中、現状の本市の文化環境の状況を検証してみると、多目的であるがゆえに専門的な利用に充分応えられない状況がみられ、音響・舞台機構などが機能的に不足しているとの指摘がなされました。それぞれの文化施設のミッションや役割をふまえつつ、長崎にふさわしい文化ホールのあり方を検討し、効率的・効果的な整備を図っていくことが求められています。

これらの事をふまえると老朽化した公会堂に代わり、専門性が高い利用にも対応できる新しい文化施設の建設が何よりも必要であります。しかも将来の子どもたちの心を育て、芸術分野で活躍する人材育成に繋がり、文化創造の場となるような、芸術文化環境を整備すべきであるという点では、委員の一致した意見でありました。

人々の心にゆとりや潤いを与え、心豊かな生活をもたらす芸術文化は、まちの魅力を高め、活力を与えてくれます。そして、市民の活発な創造活動が、まちの個性に新たな魅力を生み出し、多くの人々が訪れ、交流する長崎らしいまちづくりの推進に必ずやつながることと確信しております。

今回の検討委員会の報告をもとに、市庁舎や文化施設を含めた長崎のまちづくりのランドデザインを早急に描いていただき、建設に向けて次のステップとなる具体的な検討を進めていただきたいと思います。

以上のとおり報告します。

平成24年3月27日

長崎市長 田上 富久 様

公会堂等文化施設あり方検討委員会

委員長	田中 正明
副委員長	宮原 和明
委員	荒木 陽子
委員	石橋 輝夫
委員	内川 龍一
委員	尾上 明美
委員	加藤 久邦
委員	川淵 精司
委員	坂本 弘美
委員	田口 信子
委員	津田 桂子
委員	西川 浩
委員	花柳 寿々初
委員	林 すみこ
委員	藤間 金彌
委員	堀内 伊吹
委員	松川 暢男
委員	村里 榮
委員	山崎 芳哉
委員	山下 澄子
委員	山田 芳美
委員	横山 正人

公会堂等文化施設あり方検討委員会設置要綱を次のように定める

平成 23 年 8 月 26 日

長崎市長 田上 富久

公会堂等文化施設あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 公会堂が持つ市民文化機能のあり方や、本市における文化活動の環境整備について検討するため、公会堂等文化施設あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「公会堂等文化施設」とは、公会堂その他市民の文化活動の振興を図るために本市が設置する文化施設をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 本市に求められる文化施設の機能に関すること。
- (2) 本市に求められる文化施設の配置に関すること。

(組織及び委員)

第 4 条 委員会は、委員 23 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化団体の代表者
- (3) 舞台技術者
- (4) 公会堂の利用団体の代表者
- (5) その他文化芸術に対し高い識見を持つ者
- (6) 市民

3 市長は、前項第 6 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係人の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の検討内容を取りまとめて、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経済局文化観光部文化振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月4日から施行し、第9条の規定による報告書の提出日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年8月26日から施行する。

公会堂等文化施設あり方検討委員会 委員名簿

〈五十音順〉

職	氏 名	所属・役職
委員長	田中 正明	NPO法人長崎国際文化協会 副会長
副委員長	宮原 和明	長崎総合科学大学 名誉教授
委員	荒木 陽子	株式会社テレビ長崎営業局事業部 マネージャー
委員	石橋 輝夫	社団法人長崎民謡舞踊連盟 理事長
委員	内川 龍一	R-プロジェクトダンススタジオ 代表
委員	尾上 明美	長崎市民劇場 幹事
委員	加藤 久邦	かとうフィーリングアートバレエ 代表
委員	川淵 精司	合同会社ステージ・クラフトJOIN 代表社員
委員	坂本 弘美	有限会社ステージプランニングエル 代表取締役
委員	田口 信子	ながさき子ども劇場 事務局長
委員	津田 桂子	ファンタジー・アート・NAGASAKI 代表
委員	西川 浩	長崎県吹奏楽連盟
委員	花柳 寿々初	日本舞踊初音会 会主
委員(公募)	林 すみこ	株式会社 WAM Tuning 代表取締役
委員	藤間 金彌	日本舞踊藤栄会 会主
委員	堀内 伊吹	長崎県音楽連盟 運営委員長
委員	松川 暢男	長崎県合唱連盟 長崎支部代表
委員	村里 榮	NPO法人長崎市美術振興会 理事長
委員	山崎 芳哉	SET SCENE (セットシーン) 代表
委員	山下 澄子	長崎放送株式会社ラジオ&プロモーションメディア局 事業部
委員(公募)	山田 芳美	演奏家(クラリネット奏者)
委員	横山 正人	長崎総合科学大学環境・建築学部 教授

公会堂等文化施設あり方検討委員会 開催経過

回	日 程	主な審議事項等
第1回	10月 4日 (火)	・委員会の設置趣旨及び今後のスケジュールについて ・これまでの検討経過、現状と課題など
第2回	11月16日 (水)	・今後の長崎市に必要な文化機能・施設について
第3回	1月17日 (火)	・これまでの委員会のまとめ ・機能・規模・立地場所について
第4回	2月16日 (木)	・素案の修正及び最終まとめ

【参考資料 7】

長崎国際文化センター構想について

【目的】

国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成するため、長崎市を国際文化都市として建設すること。

【理念】

再び原爆の悲劇を繰り返してはならないとの思いから、国内はもとより、広く、全世界の人々の支援と共感を得て、原爆の地長崎に世界文化の向上に貢献し、かつ、人類永遠の平和を象徴する、長崎国際文化センターを建設する。

【基金】

建設資金の一部を賄うために基金を設置し、長崎県内、日本国内、海外から約3億2,900万円の募金を集めた。

【基金を資金の一部として建設された施設】

昭和34年から40年にかけて、長崎水族館、県立長崎図書館、長崎国際体育館、県営網場プール、長崎市公会堂、県立美術博物館の6つの教育文化施設が建設された。

※上記施設の総事業費約9億1,700万円のうち、約3億2,900万円が基金から充当された。

【長崎市公会堂外観】



【長崎市公会堂ホール内】



